

〔日本書紀五〕崇神六年、百姓流離或有背叛、其勢難以德治之、十二年三月丁亥、詔朕初承天位、獲保宗廟、明有所蔽、德不能綏、是以陰陽謬錯、寒暑失序、略○下

〔三德抄上〕夫心ニ疑ナキハ智也、心ニヨク分別シテ、後悔ナキハ仁也、心剛ニシテツヨキハ勇也、此智ト仁ト勇トハ聖人ノ三德也、故ニ論語ニ、孔子ノ智者ハ不惑、仁者ハ不憂、勇者ハ不懼トイヘルハ是也、

〔神皇正統記神代〕三種の神寶をさづけまします、略○中 又大神御手に寶鏡をもちたまひ、皇孫にさづけてほぎて、吾兒視此寶鏡、當猶視我、可與同床共殿、以爲齋鏡、とのたまふ、八坂瓊の曲玉、天の襲雲の劔を加へて三種とす、略○中 この三種につきたる神勅は、まさしく國を手持ますべき道なるべし、鏡は一物をたくはへず、私のこと、ろなくして万象を照すに、是非善惡のすがたあらはれずといふことなし、そのすがたにしたがひて、感應するを德とす、これ正直の本源なり、玉は柔和善順を德とす、慈悲の本源なり、劔は剛利決斷を德とす、智惠の本源なり、この三德を翁受すしては、天下のをさまらんこと、まことにかたかるべし、神勅あきらかにして、詞つゝ、まやかにむねひろし、あまつさへ神器にあらはしたまへり、いとかたじけなきことにや、

德例

〔日本書紀神代〕亦曰、伊弉諾尊功既至矣、德亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日之少宮矣、

〔扶桑略記元正〕養老四年八月三日、右大臣藤原朝臣不比等薨、春秋六十三、贈太政大臣、謚號淡海公、延

曆僧錄云、淡海公事父能盡其孝、事君能盡其忠、忠孝居懷、家國何爽、勤王奉佛、真俗無違、恤寡哀孤、事

亦同古治國一年、風不鳴條、雨不破塊、治國二年、耕者讓畔、行者讓路、治國三年、路不拾遺、治國四年、謳

歌滿路、治國五年、變戎衣而爲禮衣、治國六年、廻賊臣而爲孝子、遂得君王下顧、黔黎戴仰、已上出延曆僧錄

〔日本後紀二十〕嵯峨弘仁三年十月辛卯、右大臣從二位藤原朝臣內麻呂薨、略○中 奕世相家、少有令望、德

量温雅、士庶悅服、大同初拜大納言、兼近衛大將、其年轉右大臣、近衛大將如故、任兼相將、經事三主、皆